

指名競争入札心得

1 入札書記載金額

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 金額は、アラビア数字を用い、その数字の直前に「¥」記号を記入すること。
(記載例 ¥234567000)

2 入札等

- (1) 入札参加者は、代理人に入札をさせるときは、その委任状を持参のうえ入札前に入札執行者に提出しなければならない。
- (2) 入札書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - ア 入札年月日
 - イ 頭書に「入札書」である旨記載
 - ウ 入札金額
 - エ 工事名
 - オ 宛名（山田町長とする。）
 - カ 入札参加者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名

3 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 指定様式でない工事費内訳書による入札
- (4) 工事費内訳書が添付されていない入札
- (5) 工事費内訳書と入札書の金額が一致しない入札（内訳書に値引きの記載は認めない。）
- (6) 工事費内訳書の内訳が記載されていない入札
- (7) 工事費内訳書の記載内容に誤り、漏れがある入札
- (8) 誤字、脱字により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 入札書の記載事項に誤り、漏れがある入札
- (10) 金額を訂正した入札
- (11) 談合その他不正行為によって行なわれたと認められる入札
- (12) 同一工事の入札について他人の代理人を兼ね、又は2者以上の代理をした者の入札
- (13) 虚偽の申請により資格を得た者のした入札
- (14) 共同企業体にあつては、その構成員全員の記名押印をしていない入札
- (15) 予定価格を超える金額の入札（予定価格を事前に公表している場合に限る。）
- (16) 設計図書等の受け取りをしていない者のした入札

(17) その他入札に関する条件に違反した入札

4 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設定した場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

5 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者は、入札書の提出に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (2) 指名を受けた者が、入札を辞退するときは、次に掲げるところにより申出なければならない。
 - ア 入札執行前であつては、入札辞退届（別添1）を入札執行担当課に直接持参又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）すること。
 - イ 入札執行中であつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する職員に直接提出すること。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加について不利益な取扱いを受けることはない。
- (4) 辞退の届出を行わずに無断で入札に参加しなかった者は、開札後に不参理由書（別添2）に詳細な理由を明記して速やかに入札執行担当課に報告しなければならない。この場合において、正当な理由がないと認められるとき又は同一の者が再三にわたり不参となったときは、町営建設工事に係る指名停止等措置要綱（平成6年山田町告示第21号。以下「措置要綱」という。）に基づく指名停止等の措置を講ずることがある。

6 再度入札の取扱い

- (1) 最低制限価格を設定した場合において、最低制限価格未満の金額の入札をした者は、失格となり、その後の再度入札に参加することができない。
- (2) 無効の入札をした者は、その後の再度入札に参加することができない。

7 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、刑法（明治40年法律第45号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者が連合し、若しくは不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (3) 入札の辞退等により入札参加者が1者となったときは、入札の執行を取りやめる。

8 指名停止措置

入札において、次の各号のいずれかに該当する行為をした者には、措置要綱に基づく指名停止の

措置を講ずることがある。

- (1) 予定価格を超える金額の入札をした者（予定価格を事前に公表している場合に限る。）
- (2) 談合その他不正行為による入札を行った者
- (3) 虚偽の申請により資格を得て入札を行った者

9 契約の成立要件

契約は、落札者と決定された者と締結するが、当該契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げるいずれかの事由に該当した場合は、当該落札者と契約を締結しない。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている場合（町長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた場合を除く。）
- (2) 措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けた場合
- (3) その他契約を締結することが適当でないと認められる場合

10 異議の申立て

入札参加者は、入札後この心得その他の入札条件の不知又はその条件の内容の不明を理由として異議を申し立てることはできない。